

大槌町

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	1 岩手 県立釜石 病院の機 能強化と 充実につ いて	<p>大槌・釜石圏域においては、他の地方部と同様に、医師不足、診療科目の減少・偏りが進んでいるものの、岩手県立釜石病院には、釜石保健医療圏で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供と、24時間体制による救急医療など、多様な医療ニーズに対応し、地域住民の中核医療機関として極めて重要な役割を担っていただいております。</p> <p>同病院の病棟や診療棟などの建物の老朽化は周知のところであり、昨年度の要望に対しましては、次期保健医療計画の検討状況等を踏まえつつ、建替えや改修等の整備の検討を行うと回答をいただきました。</p> <p>つきましては、今後の整備検討にあたり当圏域の基幹病院としての機能を強化するために、不足する診療分野をカバーする医師の配置や、感染症病床の必要性を十分に考慮し、充実した整備方針を策定していただきますよう要望します。</p>	<p>現在、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする次期保健医療計画の策定作業において、釜石保健医療圏における将来の医療需要等を勘案しながら、感染症病床を含むそれぞれの医療機関が担う医療機能等について、検討が行われています。</p> <p>医療局では、この検討の状況や、令和4年3月に総務省が策定した公立病院経営強化ガイドラインの趣旨等を踏まえつつ、地域医療構想会議等の意見を具体的にお聴きしながら、病院の機能や役割、建替と改修の投資規模やその効果の比較、県立病院全体に及ぼす影響等の様々な視点を考慮し、整備について検討していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	2 釜石 保健医療 圏におけ る普通分 娩の早期 再開につ いて	<p>周産期医療は、少子化対策の観点からも極めて重要な役割を持っており、地域住民が安心して結婚・出産・育児に臨むためには地域医療の環境確保が必要です。</p> <p>産科医及び小児科医は全国的に慢性的な医師不足であり、岩手県においても同様な状況であるところ、釜石圏域においては、隣接圏域の県立大船渡病院を地域周産期母子医療センターに位置付け、県立釜石病院を協力病院とし、周産期医療の維持に尽力いただいております。</p> <p>しかしながら、身近な保健医療圏内で分娩できず他圏域へ通わざるを得ないことは、交通網の整備により距離・時間ともに短縮されたとはいえ、妊婦や、経産婦からは不便や不安の実体験を伺うことが増加しております。</p> <p>つきましては、釜石圏域で唯一の普通分娩の設備が整っている県立釜石病院の普通分娩への対応を早期再開していただきますよう、強く要望します。</p>	<p>釜石病院の産婦人科体制については、常勤医師等の配置を関係大学に要望しているところではありますが、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状態が続いております。</p> <p>なお、釜石病院では、県内4つの周産期医療圏のうち、気仙・釜石周産期医療圏の地域周産期母子医療センターである大船渡病院の協力病院として、妊産婦の支援を図るため、モバイル型妊婦胎児遠隔モニターの配備による救急搬送体制の強化や釜石・大船渡病院の電子カルテの一元化による診療体制整備の取組のほか、大船渡病院における施設見学の受入、釜石病院における産後ケアの提供等に継続して取り組んでいます。</p> <p>県としては、奨学金養成医師の配置や関係大学への派遣要請等による、産科医等の確保に努め、地域の周産期母子医療体制の推進が図られるよう、引き続き大船渡病院と役割分担しながら、安全・安心で質の高い周産期医療の提供に努め、釜石地域の妊産婦を支えていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

大槌町

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	3 海業 振興支援 について	<p>当町においては、主要魚種であるシロサケの不漁が続いているほか、磯焼けの進行に伴い磯根資源の水揚げが激減しており、水産業に深刻な影響を及ぼしております。</p> <p>当町では新たな取り組みとして、岩手大槌サーモンのブランド化及び生産規模の拡大、藻場再生事業、ウニの畜養等を行っており、近年では観光施策や教育施策との連携も進めております。</p> <p>このような中、水産庁では豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かし、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すため、海業（うみぎょう）の取り組みを推進しており、当町では、「サーモン養殖事業」、「ウニ畜養事業」、「藻場再生事業」、「ダイビング等を活用した観光振興事業」及び「小中高生を対象にした海洋学習」において、漁場、漁港、漁村が一体となった地域活性化を実現するため、海業振興モデル地区の申請を行い、全国で12地区、東北では唯一の海業振興モデル地区の選定を受けました。</p> <p>魚類養殖及び磯焼け対策、ウニ畜養拠点として、吉里吉里漁港内の静穏水域及び吉里吉里フィッシャリーナ等を検討しております。</p> <p>しかしながら、当町内の漁港はすべて岩手県営であり、漁業協同組合等関係機関の要請に則した計画的な運用が前提となっているため、漁港管理者である岩手県のご支援、ご協力が必要となっております。</p> <p>つきましては、地域の賑わいや所得と雇用を創出するため、岩手県と当町が一体となった海業の振興、並びに各事業許認可手続きに対する迅速かつ柔軟な対応について要望します。</p>	<p>県では、主要魚種の不漁など地域漁業を取り巻く環境が厳しさを増す中、水産物や漁港施設等の地域資源を活用して漁村の活性化を図る海業の取組を促進していくこととしています。</p> <p>海業の振興を図るため、ウニ蓄養に関する技術的支援や藻場の再生への支援に取り組むほか、海業の理解醸成に向けたシンポジウムの開催やビジネスモデルの構築を支援するとともに、漁港施設の使用など関連する手続き等に関しては、貴町及び水産庁等関係機関と連携し、適切且つ速やかな事務手続きに努めてまいります。（A）</p>	沿岸広域 振興局	水産部	A : 1

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	4 こども子育て支援の充実について	<p>国では令和5年3月に我が国のこども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させるため、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策と、こども・子育て政策が目指す将来像を取りまとめた「こども・子育て政策の強化について(試案)～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を公表しました。</p> <p>当町では、子育てに取り組む保護者の経済的負担を軽減し、こどもの健全な育成及び安心してこどもを生育できる社会の実現を図ることを目的として、国・県の幼児教育・保育料の無償化の範囲を拡大し、保育所等に通うこどもに係る保育料の無償化及び副食費の軽減措置を実施しているほか、本年8月から町独自による高校生世代等(18歳到達年度末)の医療費自己負担を無償化することとしております。</p> <p>つきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減として、財政状況により県内市町村に格差が生じることのないよう保育料等の無償化及び県内市町村で18歳までの医療費の無償化が進んでいることから、県単独医療費助成事業における自己負担額の無償年齢3歳未満について、高校生世代等(18歳到達年度末)まで拡大し、より一層のこども子育て支援の充実を図ることを要望します。</p>	<p>1 県では、令和5年4月から市町村と連携して第2子以降の3歳未満児の保育料無償化事業を実施しているところですが、自治体ごとの財政力に応じて地域間格差が生じることのないよう同様の水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。(B)</p> <p>2 子どもの医療費助成については、各市町村それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望や全国知事会として、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B: 1、 C: 1

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	5 継続 的かつ安 定的な獣 医療体制 の構築に ついて	<p>岩手県内の獣医療提供体制は、平成30年4月の農業保険法施行に伴う家畜共済制度改正により、家畜診療所勘定の収支構造が変化し、岩手県農業共済組合家畜診療所の赤字運営顕在化や雇用環境整備の問題が生じております。</p> <p>岩手県農業共済組合では、当町を含む東南部地域センター及び北部地域センター管内9市町における令和6年4月以降の診療を対象外とすることを決定しました。</p> <p>このような中、令和4年度には岩手県、釜石市、花巻農業協同組合、岩手県農業共済組合により、獣医療供給確保に係る打合せを開催いたしました。獣医療体制の確実な確保までは至っておりません。</p> <p>安定的な獣医療提供体制の確保は、酪農の振興と併せ、肉用牛繁殖農家の規模拡大や繁殖育成技術の向上など、畜産業の振興に必要不可欠であり、獣医不足は、農畜産物の産地力向上に取り組む畜産農家の生産及び経営に危機的状況をもたらしかねないものであります。</p> <p>つきましては、地域の畜産農家が安定的な獣医療の提供を受けられるよう、継続的な獣医療提供体制を構築していただきますよう要望します。</p>	<p>地域における獣医療提供体制を確保するため、令和4年1月以降、市町、JA、県等による地域検討会を11回開催し、具体的な対策の検討を行い、その結果、近隣地域の開業獣医師による往診、定期巡回により獣医療を確保したところです。</p> <p>獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、県単独事業や国事業の活用により、獣医学生への修学資金の貸付や獣医系大学での就職説明会の開催など、県全体の獣医師確保に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、地域の畜産農家が安心して経営を継続・発展していけるよう、修学資金の貸付等により県全体の獣医師確保対策に取り組むとともに、本地域の獣医療提供体制の確保に対する支援を行っていきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B : 1

大槌町

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	6 主要 地方道大 槌小国線 土坂トン ネルの早 期着工に ついて	<p>主要地方道大槌小国線（大槌町～宮古市小国、延長=約35km）は、東日本大震災津波によって寸断した国道45号線の代替路線として、自衛隊や消防、緊急物資等の輸送路で被災者の尊い命を繋ぐとともに、復興まちづくりの過程においても、復興支援道路として重要な役割を果たしてきました。</p> <p>一方、現状の道路幅員は狭く急峻なうね急勾配・急カーブが連続する交通の難所であり、特に冬季間の災害救助活動に支障を来したことから、緊急時においても、大型車両等の円滑な通行と、運転者や搬送患者等の負担軽減を図る安心・安全な道路環境の確保が急務であります。</p> <p>国、県においては、東日本大震災津波からの復興のリーディングプロジェクトとして、三陸沿岸道路等の整備を強力に進め、平成30年度に交通の難所であった国道340号立丸峠トンネルが開通、また、令和2年度は国道106号宮古盛岡横断道路の開通など、かつてないスピードで復興道路等の整備が進み、令和3年度には三陸沿岸道路全線が開通しました。</p> <p>これらの復興道路等は、「いわて県民計画」、「岩手県国土強靱化地域計画」で掲げる、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築に資するものではあるものの、三陸沿岸道路のインターチェンジ出入口の多くが低地部にあり、東日本大震災津波の浸水区域内であることから、津波被害時におけるリスクは解消されないままとなっております。</p>	<p>主要地方道大槌小国線については、令和元年度までに宮古市小国地区から大槌町金澤地区間のうち早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備が完了したところです。</p> <p>残る区間については、急峻な地形であり、長大トンネルを含む大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、公共事業予算の動向や復興道路開通後の交通の流れの変化なども考慮しながら、総合的に判断していきます。</p> <p>(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	C : 1

大槌町

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>さらには、国土交通省等により示された「津波浸水想定の設定の手引き」に基づき、令和4年3月に岩手県が作成・公表した新たな浸水想定においても、多くのインターチェンジの出入口が浸水想定区域内に含まれており、特に大槌インターチェンジ出入口付近では5mから10m未満の浸水が想定されております。</p> <p>津波被害時においては、津波浸水の危険により多くのインターチェンジが出入り不可能となり、三陸沿岸道路が緊急輸送道路としての機能を果たせない可能性があることから、有事の際における本路線の重要性は依然変わらない状況であると認識しております。</p> <p>また、去る5月8日には、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行したことにより、災害時の緊急輸送道路としての役割にとどまらず、産業振興・経済の発展・観光人口の増大など多面的な分野の発展に、大きく寄与するものと、期待が寄せられるところでもあります。</p> <p>つきましては、長年にわたる町民悲願の「土坂峠トンネルの早期着工」を強く要望します。</p>				

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	7 東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間延長について	<p>当町においては、東日本大震災により被災された方に対し、生活再建等に活用いただくため、これまで89人の方に2億4千85万円を貸し付けております。</p> <p>現在は、新規の貸付はなく、6年間の猶予期間が終了し償還が開始されているところであります。</p> <p>これまで償還に際し、借受者の生活実態等の確認を行い、適切な貸付償還管理を実施してまいりました。</p> <p>しかし、昨年度は当町からの督促及び連絡等に全く償還行動を示さない滞納者及び反応がない借受者に対し、支払督促等の法的措置を行わざるを得ない状況となりました。</p> <p>今後につきましても、定期的な現況調査を徹底し、状況に応じて償還猶予及び月割・少額償還等の申請を促すなど柔軟な対応により滞納抑止を図ってまいります。</p> <p>しかしながら、未回収となった場合は町の財政運営に著しい支障が生じることが懸念されております。</p> <p>つきましては、償還期限を迎えても未回収となる「災害援護資金」の償還について、国に対する償還期間が延長されるよう、所要の法令等改正を実施する等、国への働きかけを要望します。</p>	<p>県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。</p> <p>また、国に対して償還の猶予や免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど円滑な債権管理事務に向けた支援を要望しているところです。</p> <p>償還期限の延長に係る国への要望については、他県の動向とともに、市町村の状況や意向を把握しながら検討していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	8 デジタル化施策に対する支援について	<p>当町では、東日本大震災津波直後の平成24年度に自治体クラウドシステムを導入したことにより一定程度の業務フローを統一化しました。</p> <p>しかし、国の推進する自治体デジタルトランスフォーメーション（以下「自治体DX」という。）では、さらなる業務の標準化とオンライン化による新たなニーズに対応する必要があります。</p> <p>自治体DXの推進にあたり、行政の業務フローを分析し抜本的に見直す、行政サービス全体を俯瞰した業務フローの整理(BPR)に取り組む必要があります。</p> <p>しかしながら、BPRの実行には、多大な労力と時間を要することが見込まれ、政府の示す期限である令和7年度までに実施することは大変困難な状況となっております。</p> <p>また、BPRに係る経費につきましては「デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）」の対象とされており、標準システムへの移行経費が補助基準額で示された金額を大幅に超過し、BPRまで賄うことが出来ない状況となっております。</p> <p>つきましては、団体規模や人口区分に応じて設定されている補助基準額の上限額の算定方法を見直し、自治体DX推進に必要となるすべての経費を賄えるよう、国への働きかけを要望します。</p>	<p>県では、情報システムの標準化・共通化等を着実に推進するため、国に対し、地方公共団体の実状を踏まえた技術的・財政的支援の拡充・強化を要望しているところです。</p> <p>また、国では「経営・財務マネジメント強化事業」や、「窓口BPRアドバイザー派遣事業」など、地方自治体におけるDXの取組を支援するための専門人材の派遣制度が施行されているほか、「BPR実践セミナー」をはじめとする地方公共団体情報システム機構の教育研修や、自治体大学等における研修メニューの充実など、地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成の取組支援の充実がはかられていますので、これら支援制度の活用もご検討ください。</p> <p>今後も、各市町村における自治体DX推進の取組の進捗や課題を把握し、助言・支援を行うとともに、全国知事会とも連携して、国に対し、必要な技術的・財政的支援の拡充を継続して要望していきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	9 森林 環境譲与 税の譲与 基準の見 直しにつ いて	<p>国土の3分の2を占める森林は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民生活に様々な恩恵をもたらしております。</p> <p>また、カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まっており、局地的豪雨による山地災害の多発等により、森林整備の必要性も増しております。</p> <p>このような中、令和元年度からは、森林経営管理制度の開始とともに、森林環境譲与税が導入され、手入れ不足の私有林人工林等に対し、市町村などが主体となり、意向調査や森林整備等が順次着手される等、着実に活用実績は増加しております。この結果を踏まえて造林・間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進めていくことが必要と思われまます。</p> <p>しかし、森林環境譲与税は、総額の50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数に応じて配分され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い都市部に対する配分額が多くなっております。</p> <p>つきましては、森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準を見直すよう、国への働きかけを要望します。</p>	<p>森林環境譲与税の譲与基準は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の全国に対する割合で算定されています。</p> <p>また、森林環境譲与税の譲与基準については、関連法律案に対する附帯決議において、自治体における用途や森林の公益的機能増進等への効果を検証しつつ、必要がある場合は見直しを行うこととされています。</p> <p>県では、令和4年9月に国に対し、森林環境譲与税について、私有林人工林面積割合が高い市町村に譲与税を増額するなど、譲与基準を見直すよう要望したところであり、今月の令和6年度政府予算提言・要望において、知事から譲与基準の見直しについて、国へ要望を行ったところです。</p> <p>国では、令和6年度税制改正の大綱において、森林整備を一層推進する観点から、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を50%から55%に、人口の譲与割合30%から25%に見直すとされたところです。(B)</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B : 1

【反映区分】
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B: 実現に努力しているもの
 C: 当面は実現できないもの
 D: 実現が極めて困難なもの
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 6月21日 (水)	10 個別 避難計画 における 避難支援 者への補 償の仕組 みについ て	<p>令和元年台風19号をはじめとする近年の災害において、多くの高齢者や障がい者等が被害に遭われている状況を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害時に大きな被害を受ける高齢者や障がい者など避難行動要支援者の「個別避難計画の作成」が自治体の努力義務と位置づけられました。</p> <p>個別避難計画の作成においては、一般的に避難行動要支援者1人に対し、2名以上の避難支援者を定め、災害時の避難行動を支援するものとされており、しかしながら、当町では避難支援者の人材確保に苦慮しており、策定できずにいるのが現状です。</p> <p>東日本大震災津波では、民生委員や行政連絡員をはじめとする避難を支援していた方々の多くが犠牲になりました。犠牲になられた方の中には、公務災害等の補償対象とならなかった方もおられ、ご遺族からは疑問の声が挙げられた例もありました。</p> <p>現状の公的な補償としては、災害対策基本法による損害補償の対象として避難支援者への補償はあるものの避難行動要支援者への賠償は無く、民間の保険会社による避難支援者保険においても、地震津波時は例外となっており、保障が受けられません。</p> <p>避難支援者がみつからない理由の一つとして、万が一、要支援者に被害を及ぼすことになった時、何の補償もないことが原因になっていると考えます。</p> <p>避難支援者への補償の仕組みを確立及び、財源の確保を行ったうえで、避難支援者の支援行動を担保できる方策を、個別避難計画の策定の推進とともに進めなければ、個別避難計画の策定は進まないと考えております。</p> <p>つきましては、避難支援者への賠償の仕組みの構築及び、財源の確保を行うよう国への働きかけを要望します。</p>	<p>一般市民が、避難行動要支援者の身体又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために行う避難支援は、民法上の緊急事務管理に当たるものとして、避難行動要支援者に損害が生じた場合であっても、悪意又は重大な過失がない限り、これを賠償する責任を負わないという国の見解が示されているところです。</p> <p>また、津波発生時における避難支援者の確保に向けては、県と沿岸市町村で構成する岩手県地震・津波減災対策検討会議での議論・報告書を踏まえ、専門家を交えた沿岸市町村との意見交換会を開催するなどしながら、避難支援のあり方等について検討を進めていくこととしています。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1